

中小企業経営改善計画策定支援研修〔理論研修〕（案）

平成24年8月6日

1. 研修のねらい

実効性の高い中小企業経営改善計画の策定を支援する者に求められる中小企業の管理会計に係る基本知識、財務・税務及び金融等の専門的な知識を付与することを目的とする。

2. 研修の対象者

中小企業診断士，社労士，司法書士，経営士等の士業，NPO法人及び民間コンサルタント，商工会，商工会議所，中小企業団体中央会その他中小企業の経営力強化支援法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者。

3. 研修の特徴

(1) カリキュラム

- 1) 中小企業の経営改善計画の策定支援の前提となる管理会計の基本知識と専門知識を付与し、実効性を確保するためにカリキュラムとする。
- 2) 中小企業に対する管理会計の導入を前提に、「中小企業の借入のリスケジュールを行う際に金融機関に提出する中期経営改善計画」の策定支援に必要とされる専門知識を総合的に習得できるようカリキュラムを構成。

(2) 研修手法

- 1) 座学、演習、グループ・ディスカッションにより中小企業の管理会計や専門知識の習得度を高める。
- 2) 重要な理論、手法については、研修の節目にその習得度を確認し、内容のおさらい等を実施する。

(3) 合否判定のための試験の実施

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けようとする受講者に対し試験を実施し、能力値の合否を判定する。

なお、経営革新計画、異分野連携計画、農商工連携計画、地域資源計画等に1回または2回関与している者は、研修カリキュラム概要のうち、研修〔3〕及び研修〔4〕の研修受講をもって試験の受験を可能とする。

4. 研修の構成・期間

4コース（5日間×6時間/コース×4コース＝20日間・120時間）

- 1) 中小企業経営改善計画策定支援研修〔1〕（5日間）
- 2) 中小企業経営改善計画策定支援研修〔2〕（5日間）
- 3) 中小企業経営改善計画策定支援研修〔3〕（5日間）
- 4) 中小企業経営改善計画策定支援研修〔4〕（5日間）

5. 研修カリキュラム概要

中小企業経営改善計画策定支援研修【1】（5日間）	
ねらい	実効性の高い中小企業経営改善計画の策定を支援する者に求められる中小企業の管理会計に係る基本知識を付与することを目的とする。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計原則 ・ 管理会計手法（演習あり） ・ 中小企業の財務の特徴と財務診断 ・ 知識の習得度自己診断（自己診断のための小試験） 等

中小企業経営改善計画策定支援研修【2】（5日間）	
ねらい	実効性の高い中小企業経営改善計画の策定を支援する者に求められる中小企業の経営計画策定に係る基本知識を付与することを目的とする。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営計画策定概論 ・ SWOT分析等経営戦略策定手法（演習あり） ・ 財務分析から判断する改善ポイント（演習あり） ・ 商品分析、得意先分析と改善ポイントの把握（演習あり） ・ 製造原価の考え方と生産性の把握 ・ 業務システム分析と人的資源配分について ・ 関連法律、税務 ・ 経営改善ポイントの抽出（演習あり） ・ 知識の習得度自己診断 等

中小企業経営改善計画策定支援研修【3】（5日間）	
ねらい	実効性の高い中小企業経営改善計画の策定を支援する者に求められる経営改善計画策定に係る専門的な知識を付与することを目的とする。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上予算の作成、アクションプランの作成（演習あり） ・ 中期利益計画の策定と留意点（演習あり） ・ 中期資金計画の作成と実践について（演習あり） ・ 借入金返済猶予等への対応（演習あり） ・ 経営改善計画の浸透と金融機関等へのプレゼンテーション法（ディスカッション） ・ 知識の習得度自己診断 等

中小企業経営改善計画策定支援研修【4】（5日間）	
ねらい	実効性の高い中小企業経営改善計画の策定を支援する者に求められる経営改善計画の実行管理に係る専門的な知識を付与することを目的とする。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善計画の実行管理（演習あり） ・ 資金繰り表の作成と実践・定着のための中小企業への指導方法 ・ 新規借入、借り換え時の金融機関への対応（ディスカッション） ・ 経営改善計画実施のための組織づくりのポイント ・ 知識の習得度自己診断 等

試験による合否判定※

※ 研修修了後、試験を実施する。基準点に満たない者は、平成25年度以降、全国の中小企業大学校で実施する試験のみ受験（研修を受講する必要はない。）

6. 研修実施機関

独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業大学校において実施。

中小企業経営改善計画策定支援研修〔実践研修〕（案）

平成24年8月6日

1. 研修のねらい

実効性の高い中小企業経営改善計画の策定を支援する者に対して、企業の財務、税務及び金融等専門的知識を応用し、その実践能力を高めることで支援の経験値向上に寄与することを目的とする。

2. 研修の対象者

- (1) 中小企業診断士、社労士、司法書士、経営士等の士業、NPO法人、民間コンサルタント、金融機関の役職員、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他地域の中小企業の経営改善を支援する公的機関の役職員
- (2) 税理士、弁護士及び公認会計士であって中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満、かつ、経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者
- (3) 中小企業の経営改善を支援する税理士、弁護士、公認会計士及び中小企業診断士並びにそれらの事務所の役職員

3. 研修の特徴

(1) カリキュラム

- 1) 中小企業の経営改善計画の策定支援に必要な経験を付与し、実効性を確保するためのカリキュラムとする。
- 2) 「中小企業の借入のリスケジュールを行う際に金融機関に提出する中期経営改善計画」の策定支援に必要とされる専門知識を実践的に応用できるようカリキュラムを構成。

(2) 研修手法

机上総合演習により、専門知識の応用力を磨き支援の実践能力を高める。

(3) 合否判定のための試験の実施

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けようとする受講者に対し試験を実施し、経験値の合否を判定する。

4. 研修期間

2日間（延べ12時間）

5. 研修カリキュラム概要

	主な内容
第1日目	中期の経営改善計画の策定について
第2日目	机上総合演習（グループ発表を含む。）

試験による合否判定※

※ 研修修了後、試験を実施する。基準点に満たない者は、平成25年度以降、全国の中小企業大学校で実施する研修、試験を受講、受験

6. 研修実施機関

独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業大学校において実施。